平成２５年（フ）第２３９５号
大阪府守口市日向町６番７―303号
債務者　家本　良次
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５１８号
大阪市浪速区敷津東３丁目５番１―616号
債務者　森清　勝彦
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５６０号
大阪市城東区中央２丁目14番Ｃ―706号
債務者　丸山　勝弘
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６１４号
大阪市東成区大今里西２丁目16番17号　サンシャインＭＫＭ今里Ⅲ502号
債務者　坂元　裕子
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６１６号
大阪市淀川区東三国３丁目７番２―507号
債務者　稲田多通央
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７４２号
大阪市北区長柄西１丁目１番37号、前住所大阪市都島区都島中通３丁目５番17号
債務者　檜垣　　隆
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７４４号
大阪市西淀川区出来島３丁目２番７―302号
債務者　田中　文高
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６３号
北海道登別市桜木町３丁目12番地10　吉岡ハイツ１Ｆ左、前住所北海道登別市鷲別町４丁目20番地21
債務者　摺澤　裕子
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第７２号
北海道白老郡白老町字北吉原168番地203
債務者　佐藤美紀子
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第９４号
盛岡市東新庄２丁目10番16号　カサブランカＦ―３号
債務者　田口真起子
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１４６号
盛岡市みたけ３丁目38番52号　コーポまつかわ203号
債務者　千田　敏明
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１４７号
盛岡市みたけ３丁目38番52号　コーポまつかわ203号
債務者　千田美奈子
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第４７号
群馬県邑楽郡邑楽町大字秋妻213番地
債務者　半田奈緒美
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第１９８号
大阪府岸和田市紙屋町15番４号　紙屋ハイツ103号
債務者　牧野　万里
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２３３号
大阪府泉佐野市下瓦屋１丁目１番27号
債務者　植野　一人
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２５５号
大阪府泉佐野市下瓦屋205番地の１―１―305
債務者　小谷　隆行
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２６０号
大阪府泉南市信達市場1558番地の１、前住所大阪府泉南市新家1315番地の115
債務者　クマハウスこと　井田　　匡
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係